「eシールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果

■意見募集期間:令和6年3月8日(金)~令和6年3月27日(水)

■意見提出件数:7件

■意見提出者

	意見提出者	
1	株式会社帝国データバンク	
2	セコムトラストシステムズ株式会社	
3	一般社団法人デジタルトラスト協議会	
4	SBIホールディングス株式会社	
5	5 一般財団法人日本情報経済社会推進協会	
- 個人(2件)		

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【総論】				
1	株式会社帝国データバンク	_	国による認定制度の創設に関し、賛同いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
2	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	_	「eシールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」については、当協会が2024年1月10日に提出した「中間取りまとめ(案)に対する意見書」の内容を一定程度反映していただいたものと思料します。本検討会及び関係者の方々のご尽力に敬意を表します。 来年度以降、eシールに係る制度創設に向けた具体的検討が開始されるものと理解しておりますが、当協会といたしましては、電子署名法及び認証業務に関する法律(以下、「電子署名法」と言う)に基づく指定調査機関及びJPDECトラステッド・サービス登録事業を通じて得た経験及び知見を活かし、貢献して参りたいと考えております。ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 ます。 中長期的な課題となりますが、我が国のトラストサービスに係る制度が国際的に通用するためには、どこまで国が関与するかを整理した上で政府全体としての何らかの法的な枠組みが必要であると考えます。 具体的には、トラストサービスに関する包括的な法制度の整備、既存の法令においてトラストサービスの法的な有効性を明確に位置付ける等が挙げられます。 当協会といたしましては、これらの検討を通じて、日本におけるトラストサービスの信頼性の一層の向上が図られ、我が国のデジタル社会の発展に寄与することを期待しております。	頂いたご意見については、参考として承ります。
【1.2 e≥	/ールとは]			
3	セコムトラストシステムズ株式会 社	1.2 eシールとは	最終とりまとめ 1.2 eシールとは eシールの定義として、「出所または起源を示すためのものであること」「改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」とすることに賛同いたします。 また、名称を「eシール」とすることに賛同いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
4	一般社団法人デジタルトラスト 協議会	1.2 eシールとは	1.2 e シールとは e シールの定義として、対象を電磁的記録とし、要件として ・出所・起源を示すもの かつ ・完全性を確認することができるもの として明示したことで、 その利用目的が明確になった ことはDX推進上の大きな成果だと考えます。 また、転々流通する情報の出所・起源を示す「データ」であることで、人が介在しないデジタル社会での利用が推 進され、安心安全なSociety5.0の実現に向けて大きく前進したことと考えます。	頂いたご意見については参考として承ります。
【3.1 政	府戦略におけるeシールの位置付	け]		
5	株式会社帝国データバンク	3.1 政府戦略におけるeシールの位 置付け	8ページ 図3 eシールに係る検討工程 取組内容の「eシール基準案等の検討」について、速やかな実施、および公表が望まれます。基準案等の公表 遅延による不統一な基準の乱立が懸念されるためです。	頂いたご意見については、参考として承ります。
[3.2 e>	レールに係る適合性評価の実現]	·		
6	株式会社帝国データバンク	3.2 eシールに係る適合性評価の 実現	8ページ 3.2 eシールに係る適合性評価の実現 eシールに係る適合性評価は利用者にとって、eシール自体の信頼性やサービス選択容易性の確保という観点 から重要と考えられ、実現が望まれるものと思料します。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
7		3.2 eシールに係る適合性評価の 実現	最終とりまとめ 3.2 eシールに係る適合性評価の実現 「国による適合性評価の実現 「国による適合性評価の枠組みとして、総務大臣によるeシールに係る認定制度を創設することが適当である」とする結論に賛同いたします。 民間のビジネスの中で、データの発出元組織をデジタルの中で特定する手段について、明確な規準・枠組みがないために、不確かで曖昧な手段が普及してしまうと、利用者が安心・安全に利用することができず、普及の妨げたなることが予測されます。そのため、国による制度の創設に期待します。	
【3.3 認	定制度の在り方】			
8	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	3.3 認定制度の在り方	[該当箇所] 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」8-9ページ 3. 3 認定制度の在り方 トラストサービスについて総務大臣による認定制度を設けた前例として、タイムスタンプに係る認定制度が挙げられ、同制度は総務省告示によって制度を設けている(図4)。同制度も参考にしながら、「e シール用認証業務10」を認定の対象11,12として、e シールに係る認定制度の創設に向けた議論を進めた。 12 認定の有効期間は2年とし、認定の審査に係る業務の一部を「指定調査機関」に行わせることを可能とすることが適当との結論を得た。 【意見】 認定期間は、電子署名法に基づく認定期間と整合性を図ることを念頭に置き、1年ごとの更新を基本とするべきである。もし、2年ごとに認定を行う場合は、最新のセキュリティ技術への対応が遅れること、不正行為等の発見までに時間がかかり、被害が拡大するリスクが高まる等のデメリットが生じるため、セキュリティを標榜する認証同をわば、初回認定と1回目の更新認定の間の隔年については、第三者機関によるサーベイランス調査の併用を行うべきである。 なお、企業による自己監査は、自社の体制や運用状況を評価する上で有効であるが、主観的な判断が入り込む可能性がある。このため、第三者機関による客観的な審査を行うことが必要である。	
[4.1 e>	ールの分類】			
9	セコムトラストシステムズ株式会社	4.1 eシールの分類	最終とりまとめ(案) 4.1 eシールの分類 eシールの保証レベルを「レベル1:eシールの定義に合致するもの」、「レベル2:十分な水準を満たしたトラスト アンカーによって信頼性が担保されたeシール」と分類することに賛同いたします。 一方で、各レベルのeシールが具体的どのようなユースケースでもちられるべきかについては、引き続き検討いただく ことに期待いたします。一般の商取引などのシーンではレベル1のeシールが広く用いられるものと思慮いたします が、そうなるとレベル2のeシールはどのようなユースケースで用いられるのかが発問です。レベル2のeシールを利用 するユースケースが限定的となる場合、結果として認定eシール認証業務を取得した事業者のビジネスが成立しない可能性があるため、認定制度が維持できなくなってしまうことを危惧致します。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。 また、各保証レベルのeシールが求められるユースケースについては、eシールを社会に広く普及させるため、引き続き精査を行っていく予定です。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
10	一般社団法人デジタルトラスト 協議会	4.1 eシールの分類	4.1 eシールの分類 図6 eシールの保証レベル レベル1:指針における定義に合致するもの。 レベル1:指針における定義に合致するもの。 レベル2:総務大臣による認定制度のもと発行される証明書を利用したもの。 とし、認定制度創設を進めることに賛同します。 「制度の周知啓発を図る」については、府省令・ガイドライン等にレベル2を使用することを推奨する旨を盛り込むことを検討推進することが肝要です。JDTFとしても支援していく所存です。 一方で、すでに海外では整備が進んでいる状況において、国際相互承認は、避けて通れないものと考えますので、喫緊の課題として取り組んでいただければと思います。	頂いたご意見については参考として承ります。
[4.2 e 5	ノール用電子証明書の発行対象	となる組織寺の軋囲』		
11		4.2.1 組織を一意に特定するため の識別子(組織識別子)について	12ページ-13ページ4. 2. 1 組織を一意に特定するための識別子 (組織識別子) について (2) 方向性 eシール用電子証明書に記載される「出所・起源を一意に識別可能とする組織識別子」に関し、公的・民間双方の番号体系を含めて定義することが重要と認識するところ、方向性に賛同します。また、以下3点も賛同します。 また、以下3点も賛同します。 ・「法人等についてはプレフィクス『NTRJP』を使用し、既存の番号体系『法人番号』と組み合わせて、組織識別 子を構成する」こと。 ・「認定に係るeシール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも 1 つ記載することを要件とするが、取引主体識別子 (LEI) や後述の民間企業コードを用いた組織識別子を追加で記載することは可能とする」こと。 ・「民間企業の番号体系に基づいた組織識別子で使用するプレフィクスは我が国独自で決定する必要があり、国際的な相互運用性を考慮し、『●●: JP』(●●には識別子ブレフィクスが入る。)を使用することを『eシールに係る指針』等で推奨する」こと。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番 意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
12 セコムトラストシステムズ株工	会社 別子 (組織識別子) について	展終とりまとめ(業) 4.2.1組織を一意に特定するための識別子(組織識別子)について 「法人の場合は、プレフィックズ(NTRIP)+ 法人番号人。 「政府機関・地方自治体の場合は、「GOVDP)+法人番号も記載のからで、 「政府機関・地方自治体の場合は、「GOVDP)+法人番号を組み合わせて使用可能とする」と記載してあります。 S/MIME BRSでは、ベース・レジストリが異なる場合にNTRとGOVを使い分けられることを説明しているという理解です。 日本で、法人番号という共適のペース・レジストリが元でするのであれば、法人および政府機関・地方自治体は、「NTRIP]で共通化した方が、認証局および証明書を読み込むシステム側も仕組みが複雑にならず、良いのではないかと考えます。 subject:commonNameとsubject:organizationIdentifierに何を記載可とすることにより、以下の3パターンに分かれるかと思われます。 ヌイテスは、実際庁の下位組織である「震衆大学校」とします。 以下の場合であれば、(1)が良いのではないかと考えておりますが柔軟性を考慮するのであれば、(2)も検討の余地があるのではないかと考えております。 (1)subject:commonName = 法人番号保有組織の法人番号。 (GOVDP)を許容しないががシンプルになってよいと思います。 subject:organizationIdentifier 法人番号保有組織の法人番号。 (commonName = 法人番号保有組織の法人番号。(commonNameの上位組織の法人番号の記載は存在) 「GOVDP)を許容しないががシンプルになってよいと思います。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人番号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人者号保有組織とその下位組織を記載可とする。 subject:commonName = 法人者号保有組織とその下位組織を記載できる。 subject:commonName = 法人者号保有組織とその下位組織を記載できる。 subject:commonName = 法人者号保有組織とその下位組織を記載できる。 subject:commonName = 法人者号保有組織とその下位は、またなどのよりによりにないまする。 subject:commonName = 法人者号保有組織の法人者号保有組織の法人者号保有組織の法人者号保有組織の法人者号保有組織の法人者号保有組織の法人者	

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
13	一般社団法人デジタルトラスト 協議会	4.2.1 組織を一意に特定するため の識別子(組織識別子)について	4.2.1 組織識別子 「組織を一意に特定するため、プレフィックスを設定し、認定に係る e シール用電子証明書には、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも 1 つ記載することを要件とする」と整理されたことは大きな成果だと考えます。 一方、今後多くの利用が想定される適格請求書の電子化を考慮すると、NTRJPに加えVATJP(国税庁の管理法人番号)の検討も進めていただきたいと考えております。 VATJPのように、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たす情報群(ベースレジストJ)を活用することは、eシール用電子証明書の信頼性をより向上させ、安心して利用できるものと思います。	頂いたご意見については参考として承ります。
14	株式会社帝国データバンク	4.2.2 「個人事業主」の扱いについ て	13ページ-14ページ 4.2.2 「個人事業主」の扱いについて (2)方向性 以下に賛同すると共に、速やかな検討を望みます。 「個人事業主を識別するための識別子については、本年度中に早急に結論を出すことはせず、保証レベル2の認定eシール用認証業務におけるeシール用電子証明書の発行対象として個人事業主は含まないこととし、デジタル庁における「個人事業主の番号体系」の検討状況も注視しながら、引き続きの検討課題とする」こと。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
15	セコムトラストシステムズ株式会 社	4.2.2 「個人事業主」の扱いについ て	最終とりまとめ(案) 4.2.1 「個人事業主」の扱いについて 「本年度中に早急に結論を出すことはせず、保証レベル2の認定eシール用認証業務におけるeシール用電子証明書の発行対象として個人事業主は含まないこととし、デジタル庁における「個人事業主の番号体系」の検討状況も注視しながら、引き続きの検討課題とする。」という方針に賛同いたします。 「個人事業主」と「個人」の定義が曖昧であることから、「eシール」と電子署名法に定める「電子署名」をどのように使い分けるのか、個人事業主をどのようにして一意に特定するのか等継続的な検討に期待いたします	
16	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.2.2 「個人事業主」の扱いについ て	4.4.2 「個人事業主」の扱いについて 組織を特定するには、確実に更新される情報群との連携が肝要です。情報群として、個人事業主を特定できる 国税庁にて管理される「適格請求書発行事業者登録番号」は有用です。 公表サイトにおいては、一意に事業主を特定できないものの、税務署が発行する登録通知書は、唯一性が保証されるので、eシール等で発行元(税務署)を特定する電子登録通知書をeシール用証明書の実在確認要件とすることで、一貫してデジタル処理が可能になり、eシール用電子証明書発行業務の効率化が図られ、 コストの削減も期待できます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
17	セコムトラストシステムズ株式会社	4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて	最終とりまとめ(案) 4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて 「発行対象としてのニーズが一定程度あるものの、その実在性を認証局において正確に確認することは困難であること等に鑑みて、eシール用電子証明書の任意のフィールドである拡張領域に記載することとする」という方針に 賛同いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
18	一般社団法人デジタルトラスト 協議会	4.2.3 法人等における「事業者や 営業所等」の扱いについて 4.3 eシール生成者の実在性・申 請意思の確認の方法	4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて 4.3 実在性・申請意思の確認 図9 , 図10 e シールの法人下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースです。 「組織等の代表者の宣言結果を尊重し、発行対象である組織等が一義的な責任を負うことを前提として、電子証明書の拡張領域に記載することを可能」としたことは、ビジネスにおける安心・安全のDX推進のうえで、大変重要な成果と考えます。 利用企業側でのガバナンス指針をガイドライン等で示すことを検討いただければと思います。 今検討会では議論されませんでしたが、eシールは、組織が管理するシステムやアプリケーションが発行するデータにも付与されることが想定されます。これらの指針も今後検討が必要と考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
19	SBIホールディングス株式会社	4.2.3 法人等における「事業者や 営業所等」の扱いについて	【該当箇所】 4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて 「御意見】 「御意見】 ジタル庁のTrusted Web実証事業において、事業所や営業所等の実在性を信頼できる第三者が確認・発行するデジタル証明書により証明する仕組み(※1)を提案している。 事業所や営業所等の確認は、法人に対して発行されるeシールと、この事業所向けのデジタル証明書の仕組みを組み合わせて使うことが有効と考える。 (※1):「デジタル証明書により証明する仕組み」は、分散型アイデンティティ(DID)と検証可能なデジタル証明(VC)を用いた実装	頂いたご意見については、参考として承ります。
[4.3 e 3	シール生成者の実在性・申請意思	思の確認の方法】		
20	株式会社帝国データバンク	4.3 eシール生成者の実在性・申 請意思の確認の方法	14ページ-15ページ 4.3 eシール生成者の実在性・申請意思の確認の方法 (2)方向性 以下に賛同します。 「組織の実在性確認は、CA/Browser Forum のガイドライン等に従って、①法的な存在の確認、②物理的な存在の確認、③運営的な存在の確認の3点が必要とされており、eシール用電子証明書も同様に整理することが適当である」こと。以下も賛同します。 図9~図12	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
(再掲)	一般社団法人デジタルトラスト 協議会	4.2.3 法人等における「事業者や 営業所等」の扱いについて 4.3 eシール生成者の実在性・申 請意思の確認の方法	4.2.3 法人等における「事業所や営業所等」の扱いについて 4.3 実在性・申請意思の確認 図 9 , 図 10 e シールの法人下部組織での利用はビジネス上、求められるユースケースです。 「組織等の代表者の宣言結果を尊重し、発行対象である組織等が一義的な責任を負うことを前提として、電子証明書の拡張領域に記載することを可能」としたことは、ビジネスにおける安心・安全の D X 推進のうえで、大変重要な成果と考えます。 利用企業側でのガバナンス指針をガイドライン等で示すことを検討いただければと思います。 今検討会では議論されませんでしたが、e シールは、組織が管理するシステムやアプリケーションが発行するデータにも付与されることが想定されます。これらの指針も今後検討が必要と考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
[4.4 e	 シール用電子証明書のフォーマッ	ト及び記載事項】		
21	株式会社帝国データバンク	4.4 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	16ページ 4. 4 e シール用電子証明書のフォーマット及び記載事項 (2) 方向性 以下に賛同すると共に、速やかな検討と公表を望みます。「「電子署名』用電子証明書と『eシール』用電子証明書を機械判読可能とする観点と国際相互運用性の観点から、共通証明書ポリシーOID体系を整備することが適当であると結論付けた。共通証明書ポリシーOID体系の具体的内容については認定制度の運用開始に間に合うように検討を進める」こと。	
22	セコムトラストシステムズ株式会 社	4.4 eシール用電子証明書のフォーマット及び記載事項	最終とりまとめ(案) 4.4 eシール用電子証明書のフォーマットおよび記載事項 「電子署名」用電子証明書と[eシール]用電子証明書を機械判読可能とする観点から、共通証明書ポリシー OID体系を整備するという方針に賛同いたします。 具体的な体系検討に際しましては、国際相互運用性が担保された体系となっていることに期待いたします。また、具体的な体系整備に当たっては、既存の「電子署名」用電子証明書にも影響があり、既存のビジネスへの影響も想定されますので、既存サービス提供事業者に対して意見確認を求めるなど、丁寧な議論を期待いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
23	協議会	4.4 e シール用電子証明書の フォーマット及び記載事項	4.4 共通証明書ポリシーOID体系 共通証明書ポリシーOID体系を整備することと整理されたことは大きな成果と考えます。 トラストサービスは、利用目的や効果によって、発行される基準や適合性が異なります。また、転々流通するデータに付与されデータ独立で検証するものであることから、その種別を電子証明書によって確認できることは、 Society 5.0社会ではとても有用です。 国として統一した体系を用意・管理することは、国境を越えて流通するデジタルデータそのものの信頼性を保証するうえで、大変望ましいことと考えます。	
【4.5 認	証局の秘密鍵の管理に係る基準			
24	セコムトラストシステムズ株式会 社	4.5 認証局の秘密鍵の管理に係る 基準	最終とりまとめ(案) 4.5 認証局の秘密鍵管理にかかる基準 基本的には電子署名法の規定を準用するという「eシールに係る指針」の考え方を維持するという方向感に賛同いたします。 「電子署名法」「eシール」「タイムスタンプ」で、異なる管理基準となってしまいますと、その基準を順守する事業 者負担が増えることが想定されますので、規準としては一つの規準を準用する形が望ましいと考えます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
[4.8 リ				
25	株式会社帝国データバンク	4.8 リモートeシール	18ページ 4.8 リモートeシールの位置付け (2)方向性 「電子署名とeシールで別々の基準となることを避ける」ためにも、関係省庁と連携のうえ日本国内で統一された 基準が設けられることを要望します。また速やかな検討・公表を望みます。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
26	セコムトラストシステムズ株式会 社	4.8 リモートeシール	最終とりまとめ(案) 4.8 リモートeシール e シールは、複数の場所からの利用(本社、支店など)や、帳票システム等のシステムを介しての利用も考えられます。そのため、署名鍵は特定の者の手元ではなく遠隔地にて保管し、署名(シール)するサービスが発展するものと考えられます。また、eシール用電子証明書は、組織単位の発行となるため、自然人に対する電子署名書と比して、発行枚数は少なくなると想定されるため、eシール用証明書のビジネスモデルは、電子証明書の売り切りモデルではなび、リモートeシールを組み合わせた、トランザクション課金のモデルが主流となると予測します。そのため、リモートeシールサービスについては、適合した署名鍵管理の下、組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みは、早急に整備する必要があると考えますので、リモートeシール生成事業者に対する規律についても引き続きの議論に期待いたします。また、eシールは大量のドキュメントに機械的に付与されるユースケースも想定されます。その場合、大量の署名検証がリボジトリーに集中することになりますので、キャバシティ管理の視点も必要なると思慮いたします。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
27	一般社団法人デジタルトラスト協議会	4.8 リモートeシール	4.8 リモートeシール eシールは、自然人に限らずシステムでの利用が想定され、利用者は複数で、さまざまなロケーションから頻繁に付与されることと思われます。 このことから、署名鍵をクラウド上にて管理し、ネットワークを介して利用するリモートeシールのサービスは発展するものと考えます。 自然人の署名の場合は、利用頻度が少ないこともあり、ワンタイム証明書という手段もあり得ますが、eシールの場合は、一度発行された証明書は少なくともその性質上、事業年度は利用することとなると推測されます。 組織によるシールであることを保証するための、適合性基準を整備し、安心して利用できる枠組みは、早急に整備する必要があると考えます。	リモートeシールについては、デジタル庁におけるリモート署名生成事業者に係る論点を含めた議論を注視し、引き続きの検討課題といたします。その観点から、デジタル庁と引き続き連携の上、検討を進めてまいります。 頂いたご意見については、参考として承ります。
[4.9 e	 シール用電子証明書の失効要求]		
28	セコムトラストシステムズ株式会社	4.9 eシール用電子証明書の失効 要求	最終とりまとめ(案) 4.9 eシール用電子証明書の失効要求 「認証局側からeシール用電子証明書を失効可能とする。」という方針に賛同いたします。	本取りまとめ(案)の賛同のご意見として承ります。
【5.1 認知	定制度の運用開始までに議論す	べき主な事項】		
29	株式会社帝国データバンク	5.1 認定制度の運用開始までに譲 論すべき主な事項	19ページ 5. 1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項 来年度でのeシールに係る認定制度創設に係る総務省告示、および同制度の創設に向けた実施要項等の検 討は速やかな検討を望みます。なお挙げられている4点の議論ポイントは重要であり、早急に取り組むべき内容と 考えます。 (1)技術・設備・運用の基準策定 (2)適合性評価等の効率化 (3)CP/CPSに最低限記載すべき事項の整理 (4)共通証明書ポリシーOID体系の整備 なお(1)は、改訂される「eシールに係る指針」、および制度化による省令等から外部参照されるよう作成することが必要と思料します(法令に基準を直接記載すると、技術の早急な進歩等に対応することが難しくなるため)。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
30	一般社団法人デジタルトラスト協議会	5.1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項	5.1 認定制度の制度設計 事業者の適合性を評価する認定制度は、技術および運用に一定の基準を設定し適合性を保証することとなります。トラストサービスに共通する事項は統一的に設定し、サービスの内容によって異なる「保証すべき対象」を個別に設定することで業務の効率化が図られ、コストの削減も期待できます。この「共通事項」と固有の「保証すべき対象」を念頭に整備されることを期待します。なお、これらの制度で適合性の基準は、暗号技術等、環境に依存します。そのため、動的に環境に合わせ基準改版ができる仕組みが必要になると考えます。 また、利用者が安心・安全に簡便に利用するには、トラストサービスの信頼性を一意に確認・検証する国際的にも通用する仕組みが肝要です。そのためには・継続的に利用できる政府としての検証基盤の整備・ペースレジストリとの整合を進める必要があると考えます。	頂いたご意見については、参考として承ります。
31	一般財団法人日本情報経済社会推進協会		【該当箇所】 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」19ページ 5. 1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項 (2)電子署名法の認定制度等を用いた適合性評価等の効率化 総務大臣によるe シールに係る認定制度の創設に当たっては、認定を取得するために認証局が支払うコストがサービスの価格に転嫁される可能性があるとの認識を持つことから、認定に係るコストを軽減するための検討を進める。具体的には、電子署名法における認定制度等との連携等について、実施要項等の策定の際に検討する。 【意見】 eシールに係る認定制度の持続的な運用のためには、認証局が負担するコストの軽減のみならず、指定調査機関の体制が適切に維持されることが必須をある。認証局が負担するコスト削減にといては、電子署名法に基づ、指定調査機関による実地調査の結果を利用することに加えて、JIPDECトラステッド・サービス登録をはしめとする民間の適合性評価制度の活用を検討すべきである。認証局の設備が民間の適合性評価制度で既に評価されている場合には、その活用により重複調査をなくすことができ、大幅なコスト削減、調査を受ける側の準備・対応の効率化につながる。また、指定調査機関の体制を適切に維持するためには、調査に係る料金の設定についても、実態を踏まえた検討が不可欠である。。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
32	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	5.1 認定制度の運用開始までに議 論すべき主な事項	【該当箇所】 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」20ページ 5. 1 認定制度の運用開始までに議論すべき主な事項 また、上記事項の検討に加え、来年度以降、e シールの普及状況についての実態把握を定点的に観測することで、本検討会において想定していた前提とのギャップ、制度運用上の課題、利用者のニーズ等を把握し、制度の普及促進を図るための取組を進めることが望ましい。 【意見】 eシールの普及状況の実態把握においては、eシールの利用組織数、eシール用電子証明書等発行枚数等、数量的な観測にとどまらず、eシールが付されたデジタルデータを処理する利用者アブリケーション(ブラウザ等)での検証可否や利用者への通知方式、検証のために必要となる利用者側工数の多寡等、UX(ユーザーエクスペリエンス)なども重要な観測事項であると思料する。	

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【5.2 eシ	ールの普及に向けた取組】			
33	セコムトラストシステムズ株式会社	5.2 eシールの普及に向けた取組	最終とりまとめ(案) 5.2 eシールの普及に向けた取組 eシールの普及に向け、本検討会の中でも様々なユースケースについてご議論いただきましたが、更なる普及に向けての取り組みに期待いたします。 タイムスタンプは電子帳簿保存法の中で総務大臣認定のタイムスタンプの利用が位置付けられたことにより利用が促進され書類管理の負担軽減などにも寄与していると思慮いたしますので、eシールに関しましても関連法令の中で「出所・起源」を示す手段や「完全性」を担保する手段として位置付けていただくことにも期待します。	頂いたご意見については参考として承ります。
34	一般社団法人デジタルトラスト協議会	5.2 eシールの普及に向けた取組	5.2 普及に向けた取組 普及に向けては、「eシールを利用しないことによるリスクを示す」ことに加え、「制度の周知啓発を図る」ことと「利用者にとってのメリットを示す」を政府として広報する必要があると考えます。 具体的な方策として、 府省令・ガイドライン等に認定を受けた認証局が発行する電子証明書を使用することを推奨する旨を盛り込むことや、例えば税控除や助成金交付等のインセンティブを視野にいれ、産官共同で検討することが肝要と考えます。 JDTFとしても支援させていただく所存です。	፲ 頁いたご意見については、参考として承ります。
35	SBIホールディングス株式会社		[該当箇所] 5.2 e シールの普及に向けた取組 [御意見] 現在、産業横断で利用可能なトラスト基盤の一部として分散型アイデンティティ (DID) を利用した検証可能 なデジタル証明 (VC) を発行する検討を進めており、そのデジタル証明の発行者 (VC Issuer) が自己を証 明するために「認定セシール」を用いることが考えられる。 適格機関(トラストアンカー)が発行した認定セシールによってデジタル証明発行者 (VC Issuer) の真正性 が担保されるような、デジタル証明 (VC) にセシールを付帯させることは有効なユースケースと考える。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
36	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	5.2 eシールの普及に向けた取組	[該当箇所] 「e シールに係る検討会 最終取りまとめ(案)」22ページ 5. 2 e シールの普及に向けた取組 このようなe シールの効果等について、デジタル庁・総務省においては、関係省庁等とも連携しながら、今後も継続的に、DX の推進や安心・安全な形でのデータ流通におけるトラストサービスの有効性を発信していくことが必要であると考えられる。 [意見] デジタル庁、総務省、経済産業省等、関係省庁は、トラストサービス全体の枠組みを統一的に整備するため、連携を強化すべきである。特に、電子署名法に基づく認定制度とeシールに係る認定制度の関係を明確化し、相互運用性を確保することが重要である。	頂いたご意見については、参考として承ります。
37	個人	5.2 eシールの普及に向けた取組	(A) === 両資料に関して 全体を通して、検証者側の記載が極端に少ないように思います。 eシールのデータフォーマットについて具体的な記載はなく、eシール生成側の, 例えばeシール用電子証明書に関しては粒度が細かく記載されている一方で、検証側についてはその手順や留意点などが欠如している印象があります。 eシールを生成する側面だけを議論した結果かと思いますが、実際にeシールが利用される際には検証頻度の方が生成頻度よりも高い(注:同じeシールが複数回検証されることがあるため)ことを想定しなければなりません。 今後、別のガイドラインで検証側の留意点などはサポートされるのでしょうか?発行しておしまい、ではなくeシールを流通・浸透させる施策が鑑みると検証側のドキュメント類が必要かと思います。	本取りまとめ(案)で示したとおり、eシールの検証に係る技術的な側面については、民間団体の取組も参考に するアントルフロます。
【5.3 国	祭間のデータ流通における e シー	ル活用の可能性】		
38		5.3 国際間のデータ流通における e シール活用の可能性	最終とりまとめ(案) 5.3 国際間のデータ流通におけるeシールの可能性 本検討会の中では、カーボンフットプリントにおけるeシールの活用事例などをユースケースに議論を行っていただきましたが、引き続き国際相互運用性の確保についての検討に期待いたします。 大学などでも学生の留学の際や留学生受け入れの際に卒業証明書や成績証明書の国際通用性が課題になっているというようなユースケースも伺っておりますので、幅広いユースケースについて一層の検討が進むことに期待いたします。	頂いたご意見については参考として承ります。
39		5.3 国際間のデータ流通における e シール活用の可能性	5.3 国際間のデータ流通における e シール活用の可能性 デジタル情報は時空間を越えて流通します。 国際的にも流通するデジタル情報の信頼性を担保することの重要 性はさまざまな地域、業界において認められていますが、実態としての環境や枠組みは、 まだ整備段階でありま す。 我が国が発信したDFFTコンセプトを実現すべく、 国際的な基準・規格を踏まえながら戦略的に検討を進めることは経済安全保障面において大変重要なテーマであります。	頂いたご意見については、参考として承ります。

項番	意見提出者	該当箇所	御意見の詳細	御意見に対する考え方
【 その他】	個人	-	「モシール」に関する検針会の議論では、送信元の位りまし等を防止する仕組が不同していると考えます。これはインターネットといり仕組が自体にファンファンストが現実に「国地に「発信者本人が「発信物でよう」が存在するといってとは指定する仕組かを実現して、第二世代の追儺できるインターネットの仕組かを実現していたごをしていました。「日本 スティールである」といったと記録する仕組かを実現して、第二世代の追儺できるインターネットの仕組かを実現していたごをしていました。「日本 スティールである」とグの思慮のから発信では、後年を公の集団情報が発音されていまった。「クラの場合も、カード・サース は一般である。「日本 大学の場合は、対象での場合となった。「中国 大学の場合とないからは、それらいからは、それらいからは、それらいからないとしょうが、クラの場合を対していまった。「日本 日本 日	頂いたご祭見については、参考として承ります。